

令和8年度 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく
三木市一般廃棄物処理施設（焼却施設）維持管理状況公表資料

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イに基づく資料

○処分した廃棄物の種類

施設名	処分した廃棄物の種類
三木市清掃センター	可燃性一般廃棄物（一部産業廃棄物を含む）

○処分した廃棄物の各月ごとの数量（焼却量）

単位	令和8年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
t	1768.13												1768.13

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロに基づく資料

○ 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の測定

	令和8年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	燃焼室中の燃焼ガス温度 (炉出口温度)	1号炉	℃	860										
	2号炉	℃	870											
	3号炉	℃	859											
集じん器に流入する 燃焼ガス温度 (集塵入口温度)	1号炉	℃	200											
	2号炉	℃	200											
	3号炉	℃	200											
排ガス中の一酸化炭素濃度	1号炉	p p m	10											
	2号炉	p p m	19											
	3号炉	p p m	30											
備考	1. 数値は月平均値です。 2. 各時間平均値や連続測定記録等についての公開を希望される方は、「清掃センター」で閲覧していただくこととしています。													

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ハに基づく資料

○ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った時機

設備名	たい積したばいじんの除去を行った時機
冷却設備	各炉水冷自然落下により、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集じん器の差圧による自動払い落しを常時実施

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニに基づく資料

○ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度の測定に係る排ガスを採取した位置、年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果

排ガスを採取した位置			各炉煙突出口、排ガス採取口					
	単位	基準値	1号炉		2号炉		3号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
採取した日	—	—						
測定結果の得られた日	—	—						
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5						
採取した日	—	—						
測定結果の得られた日	—	—						
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.15						
硫黄酸化物濃度	p p m	100						
窒素酸化物濃度	p p m	250						
塩化水素濃度	m g/m ³ N	700						

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ホに基づく資料

該当なし